

加盟登録申請に関する注意点（記入上の注意点）

重要ですので必ず熟読し、漏れのないように手続きを行ってください。

1. 加盟登録申請区分は、継続・新規・登録辞退のどれかに○をつけること。
※登録辞退の場合も必ず提出すること。
 2. チーム登録番号は、7桁の数字を記入すること。（継続登録チームのみ）
 3. 2023年度所属リーグは、所属リーグを1～3部およびA・Bで記入すること。新規チーム登録は、“無し”と記入すること。
 4. 継続チームで、チーム名・チーム呼称が前年度登録内容から変更となる場合は、前年度登録内容を記入の上、新年度登録内容の横に（前年度から変更）と記入すること。
 5. 代表者氏名および監督氏名は新年度登録者名を記入すること。
 6. 第一連絡先は、必ず代表者の連絡先（自宅・携帯）を記入すること。第二連絡先は、代表者以外でチームの事を把握している者を記入すること（必ず一名記入すること）。尚、年度内の送付書類等は、後に申請するWeb登録上の代表者に送付される。
 7. 所属審判員3名は4月以降の公式戦開始までに、必ず審判資格を取得（講習会を受講）している者とする。※審判講習会の予定は、滋賀FAホームページから確認すること。
 8. 登録ユニフォームは、フィールドプレイヤーおよびキーパーのいずれも正・副もれなく記入すること。
記入されたユニフォームは4月開催予定の総会時に11名～18名分を持参もしくは撮影した写真を持参し、リーグ運営委員に提示すること。尚、11名～18名分の正・副ユニフォームの持参もしくは撮影した写真の提示がない場合は、リーグ戦・カップ戦への参加は認めない。また、大会中に正・副ユニフォームがそろっていない事が発覚した場合は、不戦敗もしくは勝ち点剥奪等処分の対象となる。尚、JFAのユニフォーム規定に違反しているものは認めない。
 9. 登録人数は、継続・新規とも予定者数を記入すること。
 10. 本申請書の受理は、以下の点をすべて満たしたチームのみ受理するものとする。
- ② 加盟登録申請書の記入項目がすべて記入されていること。
- ②3名以上のチーム関係者が、2024年公式戦スタートまでに2024年度に向けた審判講習会を受講する予定があるか、既に審判資格を有していること。
 - ③2023年度の未払い金がなく、滋賀県サッカー協会社会人連盟が加盟登録を認めたチームであること。
11. JFAへの登録についてはWebで行って頂きますが、本加盟申請書とJFAへのWeb登録の内容が異なる場合は事前に 滋賀県サッカー協会社会人連盟事務局（090-9052-5782）に報告をすること。
 12. 加盟登録申請書は、加盟に際しての誓約書を兼ねています。加盟登録申請後、JFAおよび社会人連盟のルール・規約に従わない場合は、規約に基づく処罰を課すとともに、次年度の登録が認められない場合がある。
 13. 加盟登録申請書は、2024年1月20日必着で滋賀県サッカー協会に郵送・FAX・メール送信すること。
 14. リーグ登録会を欠席したり、登録継続チームで期限内に申請書類の提出がないチームの登録は認めない。
 15. 全国社会人選手権、全国クラブチーム選手権の参加申込は、別途HP掲載の書類を確認のうえ、別途手続きを行うこと。

書類送付先

郵 送 〒524-0212 守山市服部町 2439 番地 ビッグレイク 滋賀県サッカー協会

F A X 077-585-0983

M a i l shigafa@oregano.ocn.ne.jp

以 上